一般社団法人 日本玩具協会

スマートフォンと連動する機能を有する玩具の ST 検査受入について

スマートフォン (これに類する機能を有するもの(タブレット端末など)を含む。)の普及 に伴い、スマートフォンの多様な機能を利用した玩具 (以下「スマホ連動玩具」という。) が開発・販売されている。

なお、これまで、「スマホ連動玩具」の ST 検査受入 (ST マーク使用許諾) については、 試験方法や追加アプリへの対応などに課題があることから、原則としては ST マーク対象 製品とはしないこととしつつ、個別の申請において ST 基準判定会議においてその受入の 可否について判断を行ってきていた。

しかし、近時、15歳未満の低年齢層にもスマートフォンの利用が拡がってきており、スマホ連動玩具のST検査申請が増えてきているところ、これら玩具のST検査受入(STマーク使用許諾)について改めて検討を行い、当協会の方針を下記のとおり整理した。

記

- 1. 次の「スマホ連動玩具」を、原則、ST 検査に受け入れるものとする。(ST マークの 使用を許諾する。)
 - ① スマートフォンからの信号により動作する玩具(RC の操作盤(Console)としてスマートフォンを利用する玩具など)
 - ② スマートフォンの画面表示や音声が遊びの要素として組み込まれた玩具
 - ③ その他、上記に類するもの

なお、専ら「スマホ遊び」の範囲にある製品は、玩具ではないので ST 対象とはしない。(例:スマホ・ゲームのキャラクターを模ったスマホ・カバーなど)

- 2. 「スマホ連動玩具」については、それぞれについて個別に検討すべき事項が存在する 可能性があるところ、当面、ST 基準判定会議で個々の申請について検討を行い受入 の可否の判断を行うものとする。
- 3. 「スマホ連動玩具」の ST 検査における「スマートフォン」・「アプリケーション・ソフトウェア」(以下「アプリ」という。) の取扱い

ST 検査では、「スマートフォン」及びその「アプリ」自体は、原則として、当該玩具 (スマホ連動玩具)を構成する一部としては取り扱わず、ST 基準の適用から外す。

具体的には、①スマートフォンの画像表示・音響機能は、ST 検査の対象とはしない、②「アプリ」に係る損害(誤操作による課金など)はST 制度ではカバーしない。

従って、スマートフォン自体の破損、スマートフォン自体の画像表示・音響機能に 起因する人的損害、「アプリ」に係る損害(誤操作による課金等)などは、ST 制度 に係る賠償補償の対象とはならない。

4. 「スマホ連動玩具」本体の検査について

スマートフォンを用いた玩具の操作等(例えば、RCの操作盤としてスマートフォンを利用するケースなど)については、それに対応する ST 基準の要求事項がある場合には、当該 ST 基準を適用し「スマホ連動玩具」本体の機能を試験する。

(注1)「スマホ連動玩具」の音響試験(ST 基準第1部4.23関係)

スマートフォンからのシグナルに従って「スマホ連動玩具」本体が音を発する場合は、現行 ST 基準第 1 部 4.23 に規定する「音圧レベルが外部機器(例えばテレビ、コンピューター)によって決定される、外部機器と接続又は連動する玩具」に該当し、当該玩具への同条項の適用は免除されることとなる。

(注 2) 落下試験等は、(玩具本体にスマートフォンを装着した状態で行う必要がある ところ)、ダミー(模擬品)を用いて行うものとする。

5. 追加アプリの取扱い

「スマホ連動玩具」の発売後、新たに当該玩具に係る「アプリ」を追加する場合は、製造業者は、追加「アプリ」のインストール指示の中で、「本件アプリは ST マークの対象ではない」旨の条件を明記し、利用者からその承認を得るものとする。

6. 上記を踏まえ、「ST 基準」を次のとおり改定(下線箇所を追加)する。 (施行日は平成 27 年 1 月 1 日)

ST 基準第1部(「第1章 適用範囲」)

第1部

第1章 適用範囲

(略)

次の品目は、本基準では玩具として、本基準を適用する。

- (1) おしゃぶり・歯固め
- (2) クリスマス用品・ハロウィーン用品等
- (3) 遊びの要素のある携帯電話ストラップ
- (4) テレビに連結して使用するビデオ玩具
- (5) スマートフォン (これに類する機能を有するもの(タブレット端末など)を含む。) を利用した次の玩具
 - ① スマートフォンからの信号により動作する玩具 (RC の操作盤 (Console) としてスマートフォンを利用する玩具など)
 - ② スマートフォンの画面表示や音声が遊びの要素として組み込まれた玩具
 - ③ その他、上記に類するもの
 - (注) スマートフォン及びそのアプリケーション・ソフトウェア自体は、玩具を 構成する一部とは見做されず、従ってこの基準の適用を受けない。

次の品目は、本基準では玩具とみなさず、本基準の適用対象とはしない。 (略)